

実務展望

てんぼう

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700(代表)
 編集発行人 三浦繁夫 ©2014
 毎月1回1日発行 定価100円・〒共



信越線のロータリー除雪車

編集部撮影

新潟県妙高市から長野県信濃町にかけての県境付近は国内有数の豪雪地帯である。このため線路の除雪作業は2段階で行われる。降雪中および直後はラッセル車が線路脇にはねのけ、これによって生じた雪壁を後日ロータリー車が切り崩してさらに遠くに投雪する。ロータリー車での除雪は時間がかかり、列車の運行を取りやめる必要から、冬季に数回の登場にとどまる。
 (カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

研修会のご案内

主催 東部労働福祉協会

日 時：平成26年3月10日(月) 午後1時30分～3時40分

会 場：産学協同センター4階講堂 東京都江東区大島3-1-11
 (都営新宿線西大島駅下車A3出口徒歩1分)

演 題：「労働法制の新しい動き」

講 師：弁護士 小川 英郎 氏 (ウェール法律事務所)

申 込 み：TEL 03-3685-5702 FAX 03-5609-1665

※参加は無料です。多数のご参加をお待ちしております。

協賛 株式会社 三浦事務所 <http://www.miura21.co.jp>
 一般社団法人 東京都溶接協会 <http://www.jwes-1st.jp>

“あなたも 出場してみませんか”



火花を散らし健闘する選手たち (昨年の競技風景より)

第54回 溶接競技会 参加者募集

“あなたも出場してみませんか”

東京都溶接協会(横田文雄会長)では平成二十六年三月八日に第五十四回溶接技術競技会を開催し、手溶接と半自動溶接の総合優勝者を東京都代表として次回

◇ 本大会の申込みと参加資料の請求は左記事務局まで。
一般社団法人
東京都溶接協会
〇三三六八五五四四八

の全国溶接競技会に派遣する。溶接作業に従事し挑戦意欲のある出場希望者、自社の溶接技術水準を確認したい管理者・経営者の方は、是非選手を派遣してください。
第六十回全国溶接競技会は十月十八・十九日の両日、秋田県・潟上市のポリテクセンター秋田で開催されます。



第4回大会の参加者

第五回 関東甲信越高校生溶接コンクール

【同時開催】全国選抜高校生溶接コンクール

【溶接甲子園】を四月二十六日に開催

東部地区溶接協会連絡会(横田文雄会長・東京都溶接協会会長)は2014国際ウエルディングショー(東京ビックサイト)開催に合わせて、関東甲信越高校生溶接コンクールを開催する。同連絡会所属の十一溶接協会から手アーク溶接の部に、各都県協会から推薦された計二十二名の選手が参加する。

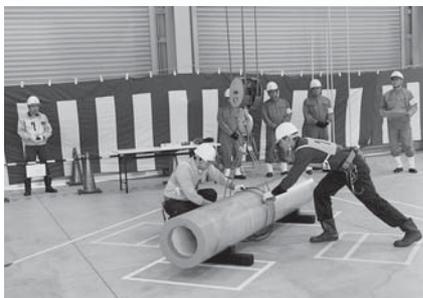
今大会は東部地区が初めて全国の他地区8連絡会へ参加を呼びかけ、北は北海道地区、南は九州地区傘下の溶接協会から推薦された高校生各地区二名、合計十六名を招いて、関東甲信越コンクールと同時に全国選抜として「溶接甲子園」を開催することとなった。この大会を契機に全国的に高校生の溶接コンクールが盛り上りを見せるのは必至だ。

第45回 クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会

開催案内

後援：厚生労働省 協賛：日刊工業新聞社

1. 開催期日 平成26年 **5月23日(金)**
2. 開催場所 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所
〒963-0547 郡山市喜久田町卸 3-39
3. 申込締切日 平成26年 4月18日(金)
4. 申込先 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 教育部
及び最寄りの当協会事務所
TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189
E-mail honbu.kyouikubu@bcsa.or.jp



(写真は
第44回全国大会風景)

法改正案内
～～～男女雇用機会均等法・労働契約法

〈男女雇用機会均等法の改正〉

雇用機会についての男女格差を縮小し、女性の活躍促進を一層推進するため、次のような点が見直されました。
改正法の施行は平成26年7月1日からとなります。

1. 改正点

改正は次の4つの施行規則により実施されます。

- ①雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令。
- ②性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する件。
- ③事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する件。
- ④コース等で区分した雇用管理実施の際に事業主が留意すべき事項として、間接差別となり得る措置の範囲の見直し、性別による差別事例の追加、セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底、コース等別雇用管理についての指針の制定。

2. 改正の趣旨

(1) 間接差別となり得る措置の範囲の見直し

間接差別となるおそれがある措置として省令に定める3つの措置のうち、コース別雇用管理における「総合職」の募集または採用に係る転勤要件について、総合職の限定を削除し、昇進・職種の変更も措置の対象として追加されました。このため、すべての労働者の募集・採用、昇進、職種の変更に当たり合理的な理由なく転勤要件を設けることはできません。
ここでいう間接差別とは、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものとして省令で定めている措置を、合理的な理由がない場合に講じることをさします。また、現行省令で定めている、間接差別となるおそれがある3つの措置は次の通り。

- ①労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とするもの。
- ②コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集または採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とするもの。(省令第2条第2号)
- ③労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とするもの。

(2) 性別による差別事例の追加

性別を理由とする差別に該当するものとして、結婚していることを理由に職種の変更や定年の定めについて男女で異なる取扱いをしている事例を追加。

(3) セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底など

- ①職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであることを明示。
- ②セクシュアルハラスメントに関する方針の明確化とその周知・啓発に当たっては、その発生の原因や背景に、性別の役割分担意識に基づく言動があることも考えられる。そのため、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止の効果を高める上で重要であることを明示。
- ③セクシュアルハラスメントの相談対応に当たっては、その発生のおそれがある場合や該当するかどうか微妙な場合でも広く相談に応じることとしている。その対象に、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合などが含まれることを明示。
- ④被害者に対する事後対応の措置の例として、管理監督者または事業場内の産業保健スタッフなどによる被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を追加。

(4) コース等別雇用管理についての指針の制定

「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」を、より明確な記述とした「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」を制定。

法改正案内
～～～男女雇用機会均等法・労働契約法

〈労働契約法の改正について〉

昨年4月1日より施行された労働契約法の改正により、同一の使用の下、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に、労働者に「無期転換申込権」が生じることになりました。これにより要件を満たした労働者が希望すれば、有期雇用であるパートタイマーや定年後の再雇用者であっても、無期雇用へと転換できることとなっています。これに対し対象労働者の職種を限定して、無期転換要件である5年の雇用期間を10年まで延長する特例が可決されました。

1. 特例の趣旨

特例法は、大学の教員等で5年を超えるようなプロジェクトに関わる有期契約労働者について、次の①～④に該当する者については、無期転換要件を10年とする。

- ①科学技術に関する研究者又は技術者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの。
- ②研究開発等に係る運営管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。④において同じ。)に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの。
- ③試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との契約によりこれらと共同して行う研究開発等(④において「共同研究開発等」という。)の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であって当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの。
- ④共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者であって当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの。

2. 特例拡大の動向

厚生労働省の労働政策審議会において、高度な専門職に就く高収入の有期労働契約者で一定の期間内に終了すると見込まれる事業(オリンピックの開催準備等)に従事する者等について、5年経過時点で無期転換申込権が発生しないこととする「有期雇用の特例」作りが検討されています。この結果を今年特例の対象には高年齢者も含まれる可能性が示唆されています。

《2014国際ウエルディングショー》

溶接が築く明日の世界

— 未来を担う人と技術がここにある —

会 期：4/23(水)▶26(土)

会 場：東京ビッグサイト

問い合わせ先：2014国際ウエルディングショー事務局
産報出版株式会社
東京本社 TEL 03-3258-6411
関西支社 TEL 06-6633-0720



招待券

溶接が築く明日の世界
— 未来を担う人と技術がここにある —

会 期 4/23(水)▶26(土)
平成26年 10:00~17:00
最終日4/26は16:00まで

会 場 東京ビッグサイト

●主催/一般社団法人 日本溶接協会
産報出版株式会社

最新情報・申込・セミナー参加の事前登録はウェブサイトから!
<http://www.weldingshow.jp>

